

【2026年7月】

住居確保給付金（家賃補助）のしおり

離職、自営業の廃止、やむを得ない休業等によって
住居を喪失又はそのおそれのある方へ

～住居確保給付金（家賃補助）のご案内～

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職、自営業の廃止、やむを得ない休業等により経済的に困窮している方の中で、就労能力及び就労意欲はあるが、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、生活困窮者自立支援センター（愛称：すまいる・ねっと・ワーク福山）（以下「支援センター」という。）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：次の額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

34,000円（単身世帯） 41,000円（2人世帯） 44,000円（3人～5人以上世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：家主・仲介業者等へ代理納付

家賃補助

申請時に次の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① イ) 離職等 又は ロ) やむを得ない休業等 により経済的に困窮し住居を喪失している又は住居喪失のおそれがある
- ② ①のイ) の場合 申請日において離職、自営業の廃止の日から2年以内
①のロ) の場合 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある
- ③ ①のイ) の場合 離職前は、その属する世帯の生計を主として維持していた（離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
①のロ) の場合 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していた
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む。）

世帯人数	基準額（円）		収入基準額（円）
1人	92, 000円	+ 家賃額 （ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	126, 000円
2人	139, 000円		180, 000円
3人	172, 000円		216, 000円
4人	214, 000円		258, 000円
5人	255, 000円		299, 000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産（円）
1人	552, 000円
2人	834, 000円
3人	1, 000, 000円
4人	1, 000, 000円
5人	1, 000, 000円

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（※①のロ）に該当する者で、自立に向けた活動を行うことが該当者の自立の促進に資すると認められる場合は、申請日の属する月から起算して3か月間は当該取組を行うことをもって求職活動に代えることができる。）
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

家賃補助の支給額

単身世帯

月収が基準額以下の方の、家賃補助は家賃額
月収が基準額を超える方は次の数式により算定された額となります。

家賃補助※ = 実家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※支給額は住宅基準額（地域によって異なる）を上限

家賃補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、パスポート、各種福祉手帳、資格確認書、住民票、戸籍謄本、在留カード等
- ③ 離職、廃業又は休業等が確認できる書類
 - イ【申請日において、離職、廃業の日から2年以内の場合】
離職等後2年※以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
※疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合、当該事情を証明する資料を提出することで、当該期間を2年に加算できる可能性があります（最長4年まで）。
 - ロ【休業等により離職等の場合と同等程度の状況にある場合】
雇用主からの休業を命ずる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書など、休業等により離職等の場合と同等程度であることが確認できる書類）

- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し（オンラインの通帳を含む。）
株式、債券、暗号資産等をお持ちの方は、金額を確認できる資料
- ⑥ 次のうちいずれか
- ・ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票※求職番号を必ず記載してください。
 - ・ 住居確保給付金 自立に向けた活動計画（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）※経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）に相談のうえ作成してください
- ⑦ 賃貸住宅の貸主又は不動産仲介業者等が発行する「入居住宅に関する状況通知書」、賃貸借契約書の写し

家賃補助の申請から決定まで

◆ 家賃補助の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を支援センターに提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、住居を喪失している方に「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、住居喪失のおそれのある方に「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 住居を喪失している方は、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。
- ・ 住居喪失のおそれのある方は、入居住宅の不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワーク等での求職申込み又は経営相談先への相談申込

- ・ 福山公共職業安定所（ハローワーク福山）等で求職申込みを行い、求職番号を取得してください。
- ・ 自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方は、経営相談先へ相談申込を行い、助言等を受けながら自立に向けた活動計画を作成してください。

◆ 住居確保給付金（家賃補助）の確認書類の提出

- ・ 住居を喪失している方は、不動産業仲介者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、住居喪失のおそれのある方は「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、支援センターに提出してください。
- ・ 福山公共職業安定所（ハローワーク福山）等で求職申込みを行った方は、求職受付票（ハローワークカード）の写しを支援センターへ提出してください。

◆ 住居確保給付金（家賃補助）の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合、住居を喪失している方には、「対象者証明書」と「住居確保報告書」が交付されます。住居喪失のおそれのある方には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産仲介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は福山市から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、不支給の理由を明記のうえ「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業仲介者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

家賃補助受給中の義務

1 離職、やむを得ない休業等の方（2以外の方）

- ① 支給期間中は、福山公共職業安定所（ハローワーク福山）等の利用、支援センターの支援員の助言、その他、さまざまな方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ② 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所の確認印を受けます。
- ③ また、毎月4回以上、支援センターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ④ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、支援センターに報告してください。
- ⑤ さらに、支援センターよりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

2 自営業者のうち、事業再生を目指す方

- ① 毎月1回以上経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）で面談等の支援を受けてください。
- ② 申請時に、経営相談先の助言をもとに作成した自立に向けた活動計画（住居確保給付金 自立に向けた活動計画）に基づいた取組を毎月1回以上行ってください。
※上記①、②の活動内容をもとに「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」を作成してください。
- ③ 毎月4回以上、支援センターの支援員等による面接等の支援を受け、あわせて上記の「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」、「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。
また、収入の状況についても確認できる資料とともに報告をしてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を支援センターへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、支援センターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 家賃補助の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、支援センターへお越しください。再延長を希望する場合は、支援センターの指示に従ってください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 次の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 支援センターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、支援センターへお越しください。

家賃補助の支給を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の支援センターの支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 支援センターが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職（又は収入が増加）し、就労により得られた収入が一定額（例：福山市の場合は、1人世帯は126,000円）を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合支援センターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

家賃補助の再支給について

- ◆ 家賃補助の支給終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由又は当該個人によるものを除く。）若しくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、支給要件に該当すれば、再支給を受けることができます。なお、再支給に当たっては、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限られます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

支給した家賃補助を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

転居費用補助の併給について

- ◆ 転居費用補助を受給して転居した後に家賃補助も申請・受給する場合、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用から支給を開始します。

お問い合わせ先
福山市東桜町3番5号
生活困窮者自立支援センター
（すまいる・ねっと・ワーク福山）
TEL：084-928-1241
FAX：084-928-1730